

横浜国立大学ロゴマーク等の学生使用取扱要項

平成26年1月23日

学 長 裁 定

最近改正 平成31年2月4日

(目的)

第1 この要項は、横浜国立大学ロゴマーク等取扱要項（平成26年1月23日学長裁定。以下「取扱要項」という。）第3に基づき、横浜国立大学（以下「本学」という。）の、学生がロゴマーク等を使用する際に必要な事項を定めるものとする。

(使用できるロゴマーク等)

第2 本学の学生が使用できるロゴマーク等は、取扱要項第2によるものとする。

(使用者)

第3 ロゴマーク等を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の学生で構成する団体（以下「学生団体」という。）

(使用範囲)

第4 ロゴマーク等は、第3各号に定める者に限り、次に掲げるものに使用できるものとする。

- (1) 名刺（指導教員が研究活動のために必要と認めた場合に限る。）
- (2) 学会の報告発表等に用いる資料（指導教員の指導の下に発表するものに限る。）
- (3) 学生団体が発行する案内、ポスター、配布物等印刷物
- (4) 学生団体が使用するユニホーム等
- (5) 第11に定める営利を目的とする使用契約を締結したもの
- (6) その他学長がロゴマーク等の使用について適当と認めたもの

(団体認定)

第5 学生団体がロゴマーク等の使用を希望する場合は、事前に学務部学生支援課を経由して学長に別紙1により申請し、認定を得なければならない。

ただし、学務部学生支援課において、本学で届出団体として登録している学生団体を除く。

(使用申請)

第6 ロゴマーク等を使用する場合は、別紙2により事前に学務部学生支援課を経由して学長に申請し、許可を得なければならない。

(使用認定・許可)

第7 学長は、第5又は第6により申請を受けたときは、内容を審査の上、適当と認められた場合は、別紙3の認定書又は別紙4の許可書を交付するものとする。ただし、使用目的等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定・許可することができない。

- (1) 本学の名誉が傷つけられるおそれがある場合
- (2) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用する場合
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合

(4) その他学長がロゴマーク等の使用が不相当と認めた場合

2 学長は、ロゴマーク等の使用を許可するに当たり、条件を付することができる。

(使用者の遵守事項)

第8 ロゴマーク等を使用する者は、ロゴマーク等の品位及び尊厳の保持に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマーク等の形状及び色彩(ただし、学長の許可を得た場合は、この限りでない。)

(2) ロゴマーク等の使用に当たっての適正な管理

2 前項に定めるもののほか、ロゴマーク等を使用するときは、第2に定めるガイドラインを遵守しなければならない。

(使用許可の取消又は使用停止)

第9 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、ロゴマーク等使用団体の認定取り消し、ロゴマーク等の使用の停止、使用許可の取消し及び使用物件の回収等の必要な措置を取ることができる。

(1) 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき

(2) 使用申請の内容に虚偽のあることが判明したとき

(3) その他この要項の定める事項に違反したとき

(許可を受けずに使用したときの措置)

第10 学長は、必要なロゴマーク等の使用許可を受けずに使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求め、使用物件の回収等の措置を取ることができる。

(営利を目的とする場合の使用契約・使用料)

第11 学長は、本学の学生や認定を受けた団体が、営利を目的としてロゴマーク等を使用する場合、ロゴマーク等の使用に関する契約(以下「使用契約」という。)を締結するものとする。

2 前項の規定により使用契約を締結した者は、使用契約に定める使用料を納付しなければならない。

(事務)

第12 この要項で定めるロゴマーク等の使用に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第13 この要項に定めるもののほか、学生が使用するロゴマーク等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成26年1月23日から施行する。

2 横浜国立大学ロゴマーク等の学生使用取扱要項(平成19年7月26日役員会決定)は廃止する。

附 則(経費(最近改正 平成31年2月4日))

この要項は、平成30年4月1日から適用する。

年 月 日

横浜国立大学長 殿

学生団体名

代表者氏名

印

学籍番号

横浜国立大学ロゴマーク等使用学生団体認定願

本団体で、横浜国立大学のロゴマーク等を使用したいので認可願います。

なお、認定された際は、横浜国立大学ロゴマーク等の学生使用取扱要項を遵守するとともに、第9に該当した場合は、学長が行うロゴマーク等の使用団体認定の取り消し及び使用の停止に速やかに従い、使用物件の回収等の必要な措置を講じることを約束します。また、この措置により損害等が生じたとしても、訴訟等は一切致しません。

記

団 体 名	
住 所	
連 絡 先	
団体の概要 (構成員・活動内容等)	
ロゴマーク等の使用について (どのような使用を考えているか具体例をご記入下さい)	
備 考	

* 団体の約款、会則等を添付すること。

* 提出いただいた書類については、ロゴマーク等使用取扱に関してのみ利用し、本学の規則に基づき適切に管理します。

別紙2（営利目的外）

年 月 日

横浜国立大学長 殿

使用希望者

氏名（代表者名）

印

学籍番号

住所

所属部局・団体名等

横浜国立大学ロゴマーク等使用許可願

下記により横浜国立大学のロゴマーク等を使用したいので許可願います。

なお、横浜国立大学ロゴマーク等の学生使用取扱要項第9に該当する場合は、学長が行うロゴマーク等の使用の許可の取消し及び使用の停止に速やかに従い、使用物件の回収等の必要な措置を講じることを約束します。また、この措置により損害等が生じたとしても、訴訟等は一切致しません。

記

使用図案（寸法等記入）	別添のとおり
使用目的	
使用範囲（第4関係）	
使用期間等	
備考	

* 提出いただいた書類については、ロゴマーク等使用取扱に関してのみ利用し、本学の規則に基づき適切に管理します。

別紙2（営利目的）

年 月 日

横浜国立大学長 殿

使用希望者

氏名（代表者名）

印

学籍番号

住所

所属部局・団体名等

横浜国立大学ロゴマーク等使用許可願

下記により横浜国立大学のロゴマーク等を使用したいので許可願います。

なお、横浜国立大学ロゴマーク等の学生使用取扱要項第9に該当する場合は、学長が行うロゴマーク等の使用の許可の取消し及び使用の停止に速やかに従い、使用物件の回収等の必要な措置を講じることを約束します。また、この措置により損害等が生じたとしても、訴訟等は一切致しません。

記

使 用 製 品	別 添 の と お り（写真またはデザイン）
使 用 目 的	
制 作 個 数	
小売価格（含消費税）	
商 品 の 販 売 場 所	
備 考	

* ロゴマーク等を使用した製品が複数ある場合は、別紙一覧表の添付可。

* 提出いただいた書類については、ロゴマーク等使用取扱に関してのみ利用し、本学の規則に基づき適切に管理します。

認定番号 号

年 月 日

氏名（代表者名） 殿

団体名

国立大学法人横浜国立大学長 印

横浜国立大学ロゴマーク等使用団体認定書

年 月 日付けで申請された貴団体を横浜国立大学ロゴマーク等の学生使用取扱要項第3第2号で規定する団体と認定し、本学のロゴマーク等の使用について許可します。ついては、本学の定める要項に従って、適正に使用してください。

記

認定団体名	
住 所	
備 考	届出事項（代表者、住所、連絡先等）に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

別紙4

許可番号 号

年 月 日

学籍番号

氏名（代表者名） 殿

住所

所属部局・団体名等

国立大学法人横浜国立大学長 印

横浜国立大学ロゴマーク等使用許可書

年 月 日付けで申請された下記ロゴマーク等の使用について許可します。
については、本学の定める要項に従って、適正に使用してください。

記

使用図案（寸法等記入）	申請のとおり
使 用 目 的	
使用範囲（第4関係）	
使 用 期 間 等	
使 用 の 条 件 等	